

令和4年度決算

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費
その他の社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日に5%から8%へ、令和元年10月1日に8%から10%へ消費税が引上げられたことに伴い、引上げ分の地方消費税収（市町村においては地方消費税交付金）は、「社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする」と地方税法に明記され、すべて社会保障財源化されることとなっています。

黒滝村における引上げ分の地方消費税交付金額及び社会保障施策に要する経費は下記のとおりです。

(歳入)

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 7,507 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 124,465 千円

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国 支 出 金	地 方 債	そ の 他	地方消費税 交 付 金 〔 社 会 保 障 財 源 化 分 〕	そ の 他	
社会福祉	障害者福祉事業	27,664	20,009			794	6,861
	高齢者福祉事業	7,514	718		1,657	533	4,606
	児童福祉事業	7,227	4,269	400	286	236	2,036
	小計	42,405	24,996	400	1,943	1,563	13,503
社会保険	国民健康保険事業	8,064	4,407			379	3,278
	後期高齢者医療事業	24,061	3,487			2,134	18,440
	介護保険事業	20,871	1,928			1,964	16,979
	小計	52,996	9,822	0	0	4,477	38,697
保健衛生	保健事業	27,483	2,465	4,700	7,232	1,357	11,729
	予防事業	862	16		278	59	509
	健康増進事業	719	215		10	51	443
	小計	29,064	2,696	4,700	7,520	1,467	12,681
合計	124,465	37,514	5,100	9,463	7,507	64,881	

※ 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。